# 炭坑と遊廓

# - 19世紀北部九州の産炭地・唐津における社会構造

# 世利幸代

#### ——要旨

本研究は、旧産炭地における社会構造の変容のプロセスを解明することを目的とする。本稿が対象とする唐津は、19世紀半ばにおける日本最大の産炭地・唐津炭田を後背地に、石炭貿易港を持つ港湾都市として発展した。だが、明治後期以降、石炭生産の中心が他の産炭地に移動すると、観光地としての開発が始まり、1932年の市制施行時には国際的観光都市を目指すようになる。本稿では、まず藩政期から明治初期までの期間に焦点をあて、唐津炭田および貿易港・満島港周辺における社会構造の成り立ちを考察する。これによって、石炭の流通を支配した石炭問屋が、取引先の諸藩と結びつき特権化する過程が明らかになるだろう。さらに本稿は、石炭取引客の遊興空間として機能した満島遊廓の成り立ちを考察し、地域権力となった石炭問屋が、貸座敷指定地となった満島遊廓の管理体制に加わるまでの過程の解明を試みるものである。

#### はじめに

#### 唐津下罪人のスラ曳く姿、江戸の絵描きも描きゃきらぬ ゴットン (1)

これは、北部九州の旧産炭地に伝えられる炭坑唄の一節である。「唐津下罪人」とは、唐津炭田の坑夫を指す。スラとは、石炭を入れて運ぶ籠を意味し、主に女坑夫に使用された<sup>(2)</sup>。 牛馬のようにスラを曳き、四つん這いで暗く狭い坑道を進むその姿は、どんなに高名な画家でも描くことはできないだろう。たとえ、その画家の暮らす都市が「唐津下罪人」の手による石炭に支えられていようとも。このように坑夫たちは自らの過酷な身の上を自嘲しながら唄い、そのリズムを共有した。この炭坑唄「ゴットン節」が広まったのは明治中頃と言われるが、その同じ時期にあたる1879年の東京石炭市場における消費量5万2千トンのうち、唐津炭はその半分以上の2万7千トンを占めた<sup>(3)</sup>。都市の近代化の土台には、「唐津下罪人」の労働があったといえよう。

佐賀県北西部に位置する唐津は、大陸・朝鮮半島に最も近い石炭貿易港を持つ港湾都市

として栄えた。後背地の唐津炭田では、18世紀より本格的に石炭の生産が始まり、19世紀半ばには出炭高、炭坑数ともにわが国のトップの位置にあった。第二次大戦後には「日本経済再建の第一着手」(4)として復興を支えたが、エネルギー革命の影響により1970年代までに全ての炭坑が閉山した。技術革新の歴史のなかで完全に機能を失ったかのように思われた炭坑地帯だが、近年、その遺構を産業遺産の観点からまちづくりや観光の資源として活用しようとする活動が盛んになっている。

「昨日機能的であったものは、今日その反対物へと転化しうる」(5)。ドイツの哲学者 T. W. アドルノは、目的に規定された技術連関が、歴史のなかで目的を喪失し象徴へと転換する論理を 1968 年の論考「今日の機能主義」のなかで述べた。アドルノの論にしたがうなら、旧産炭地の産業遺産化の問題は次のように捉えることができよう。炭坑、貿易港等、石炭生産に関わる合理的構造は、歴史のなかでひとたび本来の機能を喪失すると、その遺構や廃墟が古き良き繁栄の時代の象徴となり、かつてその構造のなかで起きた非合理的な暴力を忘却させる。まちづくりや観光の資源として整備されるほど「唐津下罪人」の苦役は不可視化される。

本研究は、旧産炭地を対象に、石炭生産に関わる地域の社会構造が生産機能を喪失するまでの変容のプロセスを解明するものである。その糸口としてまず本稿は、石炭生産の黎明期から19世紀半ばの最盛期に至るまでの唐津炭田および石炭貿易港・満島港周辺の状況を考察する。

#### 1. 唐津炭田概要

唐津炭田とは、佐賀県西部から長崎県北部にまたがる産炭地を指す (6)。この一帯には約3300万年前の第三紀に形成された炭層が広がっており、松浦川流域を中心に藩政期より石炭採掘が行われた。日本の産炭地には大きく分けて北海道、常磐、宇部、九州の4つの地域があるが、このうち開発が早かったのは、西日本地域の宇部と唐津炭田を含む九州であった (7)。『肥前国産物図考』三巻には石炭採掘の様子が描かれており、天明年間にはすでに石炭生産が唐津藩の生業として認識されていたことがわかる (8)。

19世紀になると、東アジアに市場を求める英米勢力の影響が日本に波及、汽船や軍艦の燃料補給地としての役割が大陸に近い唐津に求められ、1844年頃には唐津炭田から長崎港へ運搬された石炭が74万斤(444トン)に達した<sup>(9)</sup>。『佐賀県石炭史』によれば、維新前後における日本の年間生産高約40万トンのうち、肥前全体の生産高は18万トン、そのなかで唐津炭は15万トン以上を占めた<sup>(10)</sup>。

いかにして唐津は石炭生産の中心地となりえたのか。それは、地質的・地理的条件の良さにある。水平坑が多かったため湧水の量が少なく、排水処理に人員とコストを割く必要がなかった。また、貿易港の満島港までの距離が約14キロと短く、舟運の利便性が高かった。人力に依存した生産技術の時代にあって、採掘と輸送が容易であったことが、唐津

## 2. 分業制における炭坑主の地位

幕府の方針により石炭山は各藩の所有とされていたものの、まだ石炭に経済的価値が見出されていなかったため、江戸時代中期頃まで九州の諸藩では石炭の採掘と販売は村民の自由とされていた。だが、アヘン戦争前後を境に外国船による石炭需要が増加すると、諸藩は石炭生産および流通過程の再編成をはじめる。唐津藩は、1788年に「石炭御仕法」を実施し、石炭の専売制を開始、採掘者に上納金を納めさせ財政収入とした(11)。

封建的統制下における石炭生産のプロセスは、次の2つに区分できる。1つは、松浦川流域の内陸部、唐津炭田の炭坑から土場(川岸の船着場)へ石炭を運搬するまでの過程で、これは炭坑主の役割である。そして2つめは、土場で石炭を川舟に積み込み、松浦川河口の貿易港・満島港まで運搬する過程であり、これは石炭問屋の役割であった。炭坑主は、石炭生産の統括を行う藩の許可を得たのち、「堀子」と呼ばれる下請けの坑夫を作業員として雇う。堀子たちは採掘後、その石炭を川岸の土場まで人力もしくは馬で運搬する。だが、炭坑主や堀子は、その後の川舟による運搬と販売には関与しない。土場で石炭を川舟に積みかえ、松浦川河口の満島港へと運搬し、そこから領内外に販売するのは石炭問屋の仕事であった。

かつて採掘者の自由とされた石炭の販売は禁止されたため、以後、炭坑主は市場である 満島港から遮断される <sup>(12)</sup>。そのかわりに販売を担い、流通を支配したのが石炭問屋である。 炭坑主がどれだけ採掘しようと、安定した流通経路と販売先が確保できなければ利益にな らない。石炭生産量の増加とともに、石炭問屋が経済的に優位な立場を確立してゆく。

炭坑主はいかなる身分の者であったのか。『日本石炭産業分析』によれば、炭坑主が「い



#### 図 1 明治末期の唐津・満島港

かなる階層に属するものであったかについては、必ずしも十分の史料がない」と前置きした上で、現存する史料から一般には「本百姓ないし高持百姓」、そして「一部には貧農山元の存在も認めることができる」と述べている (13)。このように経済力のない離農者が、炭坑経営を始めるために唐津藩は「拝借金制度」を設けている。これは、藩が炭坑主に資金を貸し付け、出炭高に応じて返済させる制度である。この制度において炭坑主は、石炭問屋の保証を得る必要があった。藩が直接交渉するのは債務者である炭坑主ではなく、石炭問屋である (14)。炭坑主にとっては、炭坑の開業から運営に至るまで石炭問屋を頼らなければ稼行できない体制になっていたといえよう。

#### 3. 炭坑の社会構造と堀子の身分

坑内で採掘作業を担ったのは、炭坑主の下請けに雇われた堀子である。当時の採炭方法は、手作業で掘り進むいわゆる「狸堀り」であった。大小数種の鶴嘴と鉄槌、鉄矢を用い、 貝殻の容器に油を入れ、火を灯しながら採掘を行った。「坑が深くなるとガスのため照明が 困難となり、それが採炭の限界であった」<sup>(15)</sup>。

切羽 (採炭現場) から坑口までの石炭の運搬には、円い大型の竹籠「スラ」が使用された。それを乗せた台車に自らの身体を縄でつなぎ、堀子は四つん這いになって坑道を進み、石炭を運んだ (16)。なかには夫婦や家族で働くケースもあった。「先山」と呼ばれる男性が掘り出した石炭を、女性の「後山」がスラを曳き坑外へ運搬する。男性は褌、女性は「マブ兵子」と呼ばれる短い腰巻のみを着用したほぼ裸の状態で働いた (17)。

堀子とはどのような人々であったのか。堀子の出身は、大きくわけて2つに分類される。 1つは、近隣の村落に住む農民が堀子になるケースである。石炭稼業は、村の庄屋の管理 のもと、年貢未納分と相殺することが可能であったため、貧農層が農閑期の賃稼ぎとして 雇われ、年貢未納の代償として坑内作業や積み込み作業に携わった (18)。不作凶荒時、高 利貸に耕地を奪われた農民が、体ひとつで働ける場所が炭坑だったのである (19)。

堀子になる者のもう1つのケースは、他領からの流入者である。同じ肥前国内の佐賀藩の他、豊前、豊後などの農村や漁村、また都市部の博多<sup>(20)</sup>、筑豊炭田など近隣の産炭地から流れてくるケースもあった。流入者には罪人や浮浪人が多く、彼らは「移動式炭坑坑夫」<sup>(21)</sup> となり良い条件を求めて諸炭山を渡り歩いた。

こうした流入者の労働力を確保するため、1866年唐津藩では「納屋」が建造された。納屋には家族単位で居住する「小納屋」と単身者が共同で暮らす「大納屋」があり、そこに流入者たちは専業の堀子として収容された<sup>(22)</sup>。納屋は、便所の数が少なく、排水も悪かったため、伝染病の発生源になることもあった。納屋の内部は「納屋頭」によって管理され、ときに凄惨なリンチや縄張り争いが起きたという。

こうした堀子たちの居住区を管理するため、唐津藩では 1862 年に次のような「覚」が 出されている。 一、堀子共之儀 米酒者勿論何品ニよらす勘場より相求候通法ニ有之候ニ付 若心得違 村方へ立入諸品相調候共 売渡申間敷候事<sup>(23)</sup>

これによれば、堀子たちは近隣の村落での品物購入を一切禁じられていたことがわかる。 たとえ堀子が買い物に村へ立ち入ったとしても、村民は品物を売ってはならない。このように藩は「覚」を出し、堀子と村民の日常的な交渉を禁じた。堀子は、炭坑近くの納屋に 住い、生活に必要なものは賃金を前借りするかたちで「勘場」で購入する。その生活は、 周囲の環境から隔絶された閉鎖的な空間の内部に制限されていたといえよう。

こうした堀子に対する人身拘束の背景には、藩の財政難がある。石炭生産を財源としていた藩にとっては、出炭量の安定のために危険な採炭作業にあたる堀子の確保が必要であった。逃亡の恐れがある者を野放しにしておくわけにはいかない。そこで藩は、堀子を周囲の村落から隔離し、集団的に孤立させ、拘束を容易にするための空間を制度として整えたと考えられる。

堀子に対する賤視の一端は、自治体史の記述にも窺うことができる。『相知村史』には、「庄屋が最も頭を痛めたのは堀子である。宗門改めの厳しい中を通行手形も持たずに、もぐりこんで来る。生活程度も低ければ、気も荒い。世間からは『石山ンもん』といわれていやがられた」と記録されている。同書によれば、粗末な生活と隔離された環境は、明治維新後にも大きな変化はなく、堀子たちは「日清戦争過ぎ」まで「人間らしい生活」を送ることはなかったという<sup>(24)</sup>。

#### 4. 石炭間屋の特権化とその背景

石炭問屋が莫大な利益を得た背景には、19世紀半ばの国内外における近代化と軍備の拡張がある。「鉱山沿革調」によれば、その時期を境に石炭の流通が一変する。それまで唐津炭の使用目的は「塩浜其他湯屋用」であったが、1858年の長崎港開港後には「本邦軍艦用或ハ外国船用」に切り替わる<sup>(25)</sup>。中国市場を狙う英国およびアメリカのチャイナ・クリッパーが、唐津炭の供給先となっていた。

また、これと同時期、西洋諸国から軍艦を購入した諸藩が、焚料確保を目的に唐津炭田にて炭坑経営を始める。唐津藩は、直営の炭山を開坑した後、1864年に「御手山方」を設けた。続いて、薩摩藩が舟木谷(厳木)に、筑後藩が平山下ローサイ(相知)に、そして肥後藩が平山下の蔵谷(相知)に御手山を設けた<sup>(26)</sup>。この時、諸藩の「御料石炭」を扱う問屋として指定を受けたのは、満島の石炭問屋、八百屋、萬屋、加登屋である<sup>(27)</sup>。彼らは、炭山開発に狂奔する諸藩と結びつき、巨富を築く。なかでも中心的存在であったのは八百屋であった。炭山経営に熱心であった薩摩藩に炭坑開発のための資材提供、乗組員である藩士たちへの宿の提供など、石炭問屋としての通常の働きを超え、全面的に奉仕し

ている。

1867年2月、満島港にて薩摩蒸気船が98万斤(約580トン)もの石炭を積み込んだ際も、これに伴う諸般の問題に対応したのは八百屋であった<sup>(28)</sup>。当時、薩摩藩は新たな炭山を開坑し出炭量が増加、そのため舟不足に悩まされており、次々と輸送される大量の石炭を貯蔵しておくための場所を渇望していた。そこで八百屋は、満島の住民たちに働きかけ、村内の空地や裏庭をかき集め、石炭置場として薩摩藩に貸し出した。当時の契約書によれば、南北に「六間半」、東西に「九間」の土地を「一ヶ年金拾四両」で20年間貸し出す契約であったという<sup>(29)</sup>。

また、この出来事と同年同月、幕府の老中・小笠原長行が、横須賀に建造中であった幕府の製鉄所および軍艦の燃料となる石炭を国元の唐津藩に要請している。その量は「一ヶ月」につき「八拾万斤」という当時財政難にあった唐津藩にとっては過大な要求であった。そのため藩は長崎商人に出資を依頼し、石炭の買付けと輸送代の前渡金として満島の石炭間屋・八百屋と加登屋に支払っている (30)。「夕べに勤皇、あしたは佐幕」(31) と言われるように、倒幕派の薩摩藩と佐幕派の唐津藩の両者に同じ石炭を送り込み、双方に奉仕することで石炭問屋は、莫大な利益を獲得した。

唐津藩が長州征伐の費用で深刻な財政難に陥っていた 1864 年、八百屋は二百両を唐津藩に貸し付けたが、藩はその見返りに八百屋山崎治吉の養子・常蔵に庄屋席を与え、同様に加登屋、網屋にも帯刀御免の特権を与えている (32)。石炭の利権を土台とする藩と石炭間屋の相互依存的な関係は、廃藩まで継続された。

# 5. 明治初期の唐津炭田と満島港

1869年2月、明治新政府は、太政官布告177号によって封建的統制から炭山を解放、1872年3月には「鉱山心得」を公布し、官による鉱山領有を開始した。翌年7月には「鉱山心得」を体系化した「日本坑法」により、石炭を含むすべての鉱物を政府所有のものと規定し、国家による地下資源の独占を確立した。日本坑法は、鉱山資源を次のように規定する。「日本国中二於テ発見スル者ハ都テ日本政府ノ所有ニシテ独リ政府ノミコレヲ採掘スルノ分義アリ」(33)。これにより地下の鉱物資源はすべて政府の所有とされたため、炭坑主は、政府からその採掘区域を「抗区」として借りるかたちとなる。唐津炭田では、西南戦争の「戦争景気」に煽られ、一攫千金を狙う旧士族や商人、農民らが競って借区願いを出したという。

1874年8月の調査によると、松浦川上流における炭坑数は19ヵ村376坑にのぼり、その大半が零細炭坑であった<sup>(34)</sup>。産出された石炭は、すべて満島の石炭問屋を通じ各都市へ輸送された。1879年の東京石炭市場の消費量5万2千トンのうち、唐津炭は2万7千トンと過半数を占め、他の産地を圧倒する。京浜・阪神地方の産業の機械化に加え、上海市場への輸出炭の増加が、満島港を未曾有の繁栄へと導いた<sup>(35)</sup>。

唐津炭田に設置された御手山はどうなったのか。1871年以降、薩摩、肥後、筑後藩の 炭山があった相知・厳木地区には政府によって海軍炭鉱が設置された。海軍炭鉱とは、軍 艦燃料の安定供給を目的に政府が設置した炭鉱である。軍備の増強を進めていた政府は、 海外諸国から購入した艦船や諸藩から献納された軍艦を所有しており、その燃料確保のた めに政府直轄の炭鉱を唐津炭田に設置したのである。

海軍炭鉱の鉱区は、1874年の時点で本山村 3 坑、平山村 4 坑、岩屋村 3 坑、波瀬村 1 坑の計 4 カ村 11 坑のみであったが、西南戦争を前に予備炭田の設置が進められ 1877年には岸山村、杵島郡大崎村を、翌年に佐里村、久保村を、そして 1879年には相知村を取り込み、総計 10 カ村約 783 万 5 千坪の巨大鉱区に発展した。

満島港の周辺では、唐津城下に海軍炭鉱を管理するための「唐津海軍出張所」が 1872 年に設置され、1875 年には「唐津石炭用所」と改称された (36)。これに伴い、海軍省は、唐津城対岸にある満島港に石炭置場を置いたが、この際、石炭置場の土地を貸した満島地主の保証人となったのが、かつて薩摩藩に石炭置場用の土地を手配した石炭問屋の八百屋山崎治吉であった (37)。藩権力と結びつき、石炭の流通を支配した石炭問屋の影響力が、維新後にも継続していたことが窺えよう。

# 6. 満島遊廓の成立

石炭貿易で隆盛を極めていた満島に遊廓が形成されたのは、1876年のことである。遊廓とは、男性の買春の場である妓楼が集合している一定の区域を指す。妓楼には「公娼」と呼ばれる売淫を公認された娼妓が抱え置かれた。公娼は、「貸座敷」と呼ばれる公許を得た妓楼においてのみ営業が可能であった (38)。満島遊廓は、石炭取引客や海軍炭鉱関係者

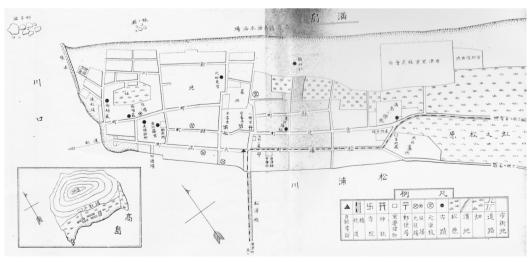


図2 『満島村誌』巻頭に掲載された大正末期満島村の地図

の遊興空間として機能したのであろう。当時の状況を『満島村誌』は次のように伝える。

遊廓 明治九年満島全体を貸座敷に指定され唐津に営業せる松月楼 (大正町)、伊予屋 (大正町)、当地に移転し、其後呼子屋 (松浦町)、研屋 (松浦町)、藤田屋 (大正町) 共に唐津より移り、従来本村に営業せる現銭屋 (大正町)、一力 (松浦町)、各所に散在しつつありしも、村民の風俗に関し不都合の廉あるを以て当業者と村との契約により、当村薮山なりし新地を開きここに移転営業せしむ、之れ新築と通称せる遊廓の初なり (39)

「明治九年」(1876年)に貸座敷指定地となったのち、満島には「松月楼」をはじめ5軒もの妓楼が唐津から移転している。この妓楼移転の背景には県による貸座敷指定地の移動がある。1875年以前、唐津周辺で貸座敷指定地であったのは唐津京町のみであり、満島は含まれていない。1874年6月7日付けの布達第85号「貸座敷渡世規則」において、佐賀県が貸座敷に指定した地区は、佐賀芦町、柄崎、嬉野、諸富、唐津京町、呼子、伊万里黒尾町(40)の7カ所である。陶磁器の貿易港であった伊万里黒尾町の他、いずれも経済的な活況地である。唐津京町もまた唐津城下の繁華街であり、そこに集まる男性が利用したのであろう。しかし、1876年に唐津京町が貸座敷指定地から外れ、松浦川対岸の満島が新たな指定地になると、唐津京町の妓楼は営業が継続できなくなり、一斉に満島に移転したと考えられる。この移転によって妓楼が満島に集合し、満島遊廓を形成した。では、なぜ1876年に満島が貸座敷指定地となったのか。以下ではその背景を考察する。

#### 7. 監禁空間の誕生

1872年10月2日太政官第295号および同月9日司法省達第22号、いわゆる芸娼妓解放令が公布された後、政府は遊廓に関する規則の制定を各府県に委任する。佐賀県は、芸娼妓解放令公布の同年同月、いち早く「芸妓規則・貸座敷娼妓規則」を制定した。これは芸娼妓解放令と同様、娼妓を妓楼の年季奉公から解放することを趣旨としていたが、妓楼による娼妓の人身拘束を解消する具体的な対策が立てられておらず、また買春を禁止する旨も含まれていなかったため、形式的に娼妓を自由営業者と規定しただけであった (41)。一方で娼妓を自らの意志で働く自由な営業主体と規定し税を徴収しながら、他方では娼妓の居住地に制限を設け拘束し、管理の対象とする。こうした矛盾は、佐賀県(および合併先の県)における遊所統制にも引き継がれることになる。

佐賀県(および合併先の県)の遊所統制に大きな変化があるのは、満島が貸座敷指定地となった 1876 年である。満島を含む松浦郡が長崎県に編入した直後の 5 月 26 日、県参事渡邊徹から各区の戸長宛てに乙第 115 号「娼妓黴毒検査規則」、乙第 118 号「黴毒病院規則」、および「黴毒娼妓在院規則」が出されている。

これらの規則の内容をみてゆこう。まず「娼妓黴毒検査規則」の第1条では、貸座敷を営む地域に「黴毒検査所」を設けること、そこに「医員」が月に6回「出張」し、娼妓の黴毒検査を行うこと等が義務付けられた<sup>(42)</sup>。次に「黴毒病院規則」は、娼妓が「其毒ヲ衆人ニ蔓延セシムルノ弊害ヲ防護スル」ための規則として、黴毒病院の開院時間、休院日、在院患者の検査時間、検査の方法、患者取扱い上の注意、入院費用、「看護女」の業務内容等、21 カ条を定めた。さらに「黴毒娼妓在院規則」は、入院中の娼妓の行動を規制し、自己管理をさせるための規則および娼妓逃亡の際の罰則等、17 カ条を定めている <sup>(43)</sup>。

こうした検黴に関わる詳細な規則が定められた背景には、同年公布された内務省乙第 45 号があると考えられる。乙第 45 号とは、娼妓のみを感染源とみなし、「衛生上最緊要」 であるとして娼妓を管理・取締まりの対象として定めたものである (44)。佐賀県(当時は長崎県)における検黴制度導入の背景には政府の方針があったと理解できよう。

このように、1876年の時点で貸座敷指定地には黴毒検査所や黴毒病院などの施設の設置および人員の配置等、娼妓の管理と拘束を目的とした体系の導入が義務付けられた。つまり、貸座敷指定地にはこの体系を具現化するための空間を新たに設けることが規定されたのである。1875年まで貸座敷指定地であった唐津京町は唐津城下の繁華街であり、多くの商人たちが店を構えていた。そのなかで妓楼は、他の商店と軒を並べ営業していたのである。こうした状況のなかで、検黴制度の体系を組み込んだ閉鎖的な空間を新たに設定することは極めて困難だったであろう。そこで貸座敷指定地から唐津京町が外され、石炭貿易で地域内外から人の往来が多く、すでに2軒の妓楼(「現銭屋」「一力」)(45) が存在した満島が、新たな指定地として選ばれたと考えられる。

## 8. 石炭生産を背景とした地域権力と遊廓の関係

1876年佐賀県(および合併先の県)における遊所統制の大きな変化には、検黴制度の導入の他に地域権力の介入がある。

佐賀県が三潴県に合併した後の 1876 年 6 月 15 日、三潴県号外第 30 号「貸座敷並娼妓規則及び貸座敷娼妓芸妓酌婦規則」が公布され、その「貸座敷規則」第 2 条にて、貸座敷業者に当該地域の戸長の「奥書捺印」が義務付けられた (46)。当時、満島において戸長の職にあったのは山崎常蔵、すなわち満島の石炭問屋、八百屋山崎治吉の養子として家業を継いだ人物である。八百屋山崎治吉が 1864 年唐津藩に二百両を貸し付けた際、その見返りに庄屋席を与えられたのが常蔵であった。その後、彼は満島が貸座敷指定地となった1876 年、第 36 大区 4 小区戸長に就任した (47)。藩政期の石炭生産において特権的な地位にあった石炭問屋が、明治期においても地域行政のなかで影響力を維持し、遊廓の管理体制に加わることになる。

先述のとおり、石炭問屋は、唐津に出入りした取引客や運搬船乗組員の宿泊の手配を行なっていた。とすれば、妓楼との関わりは、藩政期より継続していたと考えられよう。ま

た、薩摩藩や海軍炭鉱の石炭置場を設置した際には土地の確保を行っており、満島に遊廓が設置された際にもその空間の確保に関わったのではないかと推測される。

『満島村誌』によれば、貸座敷指定地となる前までの満島では、妓楼は「各所に散在」し、一般の生活区域から隔てられてはいなかった。ところが、貸座敷指定地になった時、はじめて国および県の制度にしたがう義務が生じた。つまり、検黴制度の体系にしたがい娼妓を拘束するための閉鎖的空間を構築する必要が生じたのである。その空間は、制度によって黴毒の感染源とみなされた娼妓の居住および営業空間である。ここではじめて遊廓区域は「村民の風俗」に「不都合」があるとみなされたのだろう。一般の生活区域から隔離するために「薮山」を切り開いてできた空間が「新築」と呼ばれ、そこが『満島村誌』に遊廓の発端として記された。満島遊廓は、佐賀県が長崎県から独立した1883年に再び貸座敷指定地となり、石炭産業の成長とともに1889年には8687坪まで拡大されることになる(48)。

### 終わりに

江戸時代中頃まで、唐津炭田では石炭の生産と販売は村民の自由とされていた。しかし、石炭に経済的価値が見出されると、唐津藩は生産過程に分業制を取り入れ、専売制を開始する。その分業制において、石炭の生産は次の2つのプロセスに区分できる。一方は、炭坑での採掘から土場への運搬までの過程で、これは炭坑主が担う。他方は、土場から満島港までの運搬と取引客への販売までの過程であり、石炭問屋が担った。つまり、炭坑が立地する松浦川中流部およびその支流の流域と、石炭問屋が拠点を置く松浦川河口の2箇所で大きく役割が異なる。一方の炭坑では、炭坑主が堀子を雇い採炭を行った。他領からの流入者である堀子は、納屋周辺に居住区が制限され、他の村落から隔離された。堀子を監督する立場にある炭坑主は、主に農民の出身であり、市場となる満島港にて石炭販売を行うことは制度として不可能であった。

他方、松浦川河口の満島港では、石炭問屋が諸藩と結びつき莫大な利益を獲得した。石炭の流通は実質的には石炭問屋に支配されており、近世の身分制が解体してもなお、石炭問屋は、地域の有力者としての立場を維持していた。石炭問屋の中心的存在であった八百屋山崎治吉の養子・常蔵は戸長に就任し、1876年に満島遊廓の管理体制に加わったと考えられる。

満島が1876年に貸座敷指定地となった背景には、検黴制度の導入があった。黴毒検査所の設立、検黴方法の手順、逃亡の罰則等、娼妓を管理・拘束するための体系の導入が義務化され、この体系を実現する空間が満島に形成された。その空間の管理を担ったのが、戸長となった石炭問屋であった。石炭取引客の遊興空間として機能した満島遊廓は、石炭間屋によって管理された空間として石炭生産を中心とする地域の社会構造のなかに位置付けられよう。

明治後期、満島港が石炭貿易港としての機能を喪失すると、旧石炭問屋、炭坑主および 貸座敷業者らによる鉄道敷設運動およびリゾート空間の構築が始まる。明治期以降の社会 および空間の構造転換については今後の考察課題としたい。

#### -----注

※史料や文献の引用に際しては、旧字体を新字体に改めて表記した。

- (1) 深町純亮 『炭坑節物語 歌いつぐヤマの歴史と人情』、海鳥社、1997, p.23
- (2) 上野英信『地の底の笑い話』, 岩波書店, 1967, p.14
- (3) 井手以誠『佐賀県石炭史』, 金華堂, 1972, p.50
- (4) 佐賀県史編さん委員会『佐賀県史』上巻、佐賀県史料刊行会、1968, pp.46-47
- (5) Theodor W. Adorno, "Funktionalismus heute", *Kulturkritik und Gesellschaft I*, Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1997, p.376 (古賀徹訳「今日の機能主義」『芸術工学研究』第4号, 2005, p.90)
- (6) 井手前掲書, p.2
- (7) 戸木田嘉久「『産業革命』以前における石炭鉱業の形成 日本炭鉱労働者状態史のための覚書 (1)」 『立命館経済学』 第 15 巻第 2 号, 1966, p.5
- (8) 佐賀県史編さん委員会『佐賀県史』中巻,佐賀県史料刊行会,1968,pp.582-583
- (9) 坪内安衛『石炭産業の史的展開』, 文献出版, 1999, pp.51-52
- (10) 井手前掲書, pp.35-36
- (11) 坪内前掲書, p.48
- (12) 戸木田前掲書, p.20
- (13) 隅谷三喜男『日本石炭産業分析』, 岩波書店, 1968, pp.60-62
- (14) 坪内前掲書, p.50
- (15) 隅谷前掲書, p.49
- (16) 井手前掲書, pp.18-19
- (17) 井手前掲書, pp.96-97
- (18) 井手前掲書, p.20
- (19) 遠藤正男『九州経済史研究』, 日本評論社, 1942, p.150
- (20) 隅谷前掲書, p88
- (21) 遠藤前掲書, p.150
- (22) 隅谷前掲書, p.84
- (23) 井手前掲書, p.20
- (24) 相知町史編さん委員会『相知町史』下巻, 相知町史編さん委員会, 1977, pp.570-571
- (25) 「鉱山沿革調」(秀村選三他編)『肥前石炭鉱業史料集』,文献出版,1977,p.21
- (26) 坪内前掲書, pp.54-56
- (27) 松浦史談会『郷土史誌末盧国』第2巻,芸文堂,1997,p.92
- (28) 松浦史談会前掲書, pp.124-125
- (29) 松浦史談会前掲書, p.176
- (30) 松浦史談会前掲書, p.140
- (31) 松浦史談会前掲書, p.173
- (32) 松浦史談会前掲書, pp.58-59
- (33) 「日本坑法」第1章,国立国会図書館デジタルコレクション
- (34) 東定宣昌「明治前期、肥前松浦川の石炭輸送」『エネルギー史研究』17,2002,pp.32-33
- (35) 井手前掲書, p.50
- (36) 東定宣昌「唐津海軍炭坑の設定とその経営」『経済学研究』第 59 巻第 3・4 号, 1993, pp.81-91

- (37) 松浦史談会前掲書, p.236
- (38) 北川慶子「女性の性」『さがの女性史』(財団法人佐賀県女性と生涯学習財団編)第5章,佐賀新聞社, 2001, pp.263-264
- (39)『満島村誌』(山下英市編),満島村役場,1923,p.178
- (40) 布達第85号, 佐賀県公文書館所蔵, 明治7年
- (41) 北川前掲書, p. 273
- (42) 乙第115号, 佐賀県公文書館所蔵, 明治9年
- (43) 乙第118号, 佐賀県公文書館所蔵, 明治9年
- (44) 内務省乙第45号,国立国会図書館デジタルコレクション,法令全書,明治9年
- (45) 『満島村誌』前掲書, p.178
- (46) 号外第30号, 佐賀県公文書館所蔵, 明治9年
- (47) 『満島村誌』前掲書, pp.50-51
- (48) 『満島村誌』前掲書, pp.178-179